

洪水から守ろう みんなの地域

あわせて行政区長指揮のもと住民のみなさんの避難方法や避難場所を示したものがなっています。

さらに、増水の恐れがある場合には、各行政区長から行政区の全戸に出動要請がなされ、増水状況の監視や決壊等災害が発生した場合の復旧作業に当たることになります。

毎年、町では水防計画書を作成し、洪水への対策を図っています。

6月26日、中央公民館講堂において、行政区長および消防団員を対象に水防計画書の説明会を開催し、不測の事態への対応について話し合いました。

内容については、水防機関として町および消防団がその任務にあたり、利根川のほん濫注意水位5mに達した時点で消防団が順次出動し、水位7mの時点で全団員が出動します。

毎年、町では水防計画書を作成し、洪水への対策を図っています。

6月26日、中央公民館講堂において、行政区長および消防団員を対象に水防計画書の説明会を開催し、不測の事態への対応について話し合いました。

内容については、水防機関として町および消防団がその任務にあたり、利根川のほん濫注意水位5mに達した時点で消防団が順次出動し、水位7mの時点で全団員が出動します。

【水防計画】



【水害に備えて】

近年、河川改修、治水対策事業の進展に伴い、住民のみなさんの水害に対する警戒意識が薄れつつあります。しかし、台風やゲリラ豪雨などがもたらす集中豪雨は、各地で大きな被害をもたらしています。被害を最小限に食い止めるには日々頃の訓練と防災意識の高揚が必要です。

そのため町消防団では、出水期前の5月16日に開催された利根川水系連合水防演習（会場・栃木県佐野市）の視察や、7月4日には栗橋町外五箇市町水防事務組合主催による水防訓練（大福田地先）に参加し、実動訓練を行うなど、水害時の体制に万全を期しています。

また、日頃からご家庭でも、水害対策について話し合うことが大切です。

○お問い合わせ

総務課行政・防災G
☎(84)11111(内線211)



洪水時の避難情報

避難指示などの種類	町からの呼びかけ内容	町民のとるべき行動
①避難準備	町民のみなさん、台風・大雨の影響により「利根川・江戸川」がほん濫する恐れがあります。 避難の準備をしてください。 避難の準備をしてください。	<ul style="list-style-type: none">いつでも避難できるように、避難の準備をしましょう。防災無線等の広報を注意して聴きましょう。お年寄りや子供は、早めに避難させましょう。
②避難勧告	町民のみなさん「利根川・江戸川」の堤防が決壊する恐れがあります。 避難を始めてください。 避難を始めてください。 【避難勧告発令時のサイン】 《サイレン信号》 60秒 60秒 60秒 5秒休止 5秒休止 5秒休止 《警鐘信号》 乱打	<ul style="list-style-type: none">お互いに助け合って、最寄の避難所に、速やかに避難を始めましょう。自動車による避難はできるだけ避けましょう。
③避難指示	町民のみなさん「利根川・江戸川」の堤防が○○地先で決壊する危険があります。 直ちに避難してください。 直ちに避難してください。	<ul style="list-style-type: none">最寄の避難所に直ちに避難しましょう。